

報告第21号

令和5年度一関市工業団地整備事業特別会計予算継続費の精算の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、継続費の精算につき、別紙のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

一関市長 佐藤 善仁

令和5年度一関市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績					比 較								
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳			一般財源					
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源								
					国県支出金	地方債	その他		一般財源	国県支出金	地方債		その他	一般財源	国県支出金		地方債	その他	一般財源		
1	工業団地整備事業費	工業団地整備事業	令和4年度	205,298,000	円	102,600,000	円	102,698,000	円	67,161,000	円	33,600,000	円	33,561,000	円	138,137,000	円	69,000,000	円	69,137,000	円
			令和5年度	307,947,000		153,900,000		154,047,000		415,723,600		207,800,000		207,923,600		△ 107,776,600		△ 53,900,000		△ 53,876,600	
			計	513,245,000		256,500,000		256,745,000		482,884,600		241,400,000		241,484,600		30,360,400		15,100,000		15,260,400	

報告第22号

(仮称) 国道343号渋民バイパス道の駅建設(電気設備)工事の請負契約の変更に関する専決処分の報告について

市長専決条例(平成17年一関市条例第217号)第2条第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月3日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

(仮称)国道343号渋民バイパス道の駅建設(電気設備)工事の請負契約の変更について、市長専決条例(平成17年一関市条例第217号)第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月21日

一関市長 佐藤 善仁

- 1 工 事 名 (仮称)国道343号渋民バイパス道の駅建設(電気設備)工事
- 2 工 事 場 所 一関市大東町渋民字西風地内
- 3 工 事 内 容 電気工事
(仮称)国道343号渋民バイパス道の駅建設に伴う附帯電気設備工事一式
- 4 契約の相手方 一関市山目字館67番地60
株式会社電友社一関営業所
所長 菊地 正幸

5 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	162,781,300円	168,204,300円

報告第22号 参考資料No. 1

(仮称) 国道343号渋民バイパス道の駅建設 (電気設備) 工事の請負契約の変更の概要

工事の一時中止及び工期の延長に伴う共通費の増により、契約金額を変更するものである。

項目	変更前	変更後	増減額 (税込)	変更理由
共通費	46,201,100円 (共通費算定工期 337日間)	51,624,100円 (共通費算定工期 377日間)	増 5,423,000円	工事一時中止に伴い、工事体制の縮小、現場の維持及び工事の再開準備が必要になったため。また、工事一時中止の解除後、工事を再開するための準備に時間を要したことにより、工期の延長が生じたため。

(仮称) 国道343号渋民バイパス道の駅整備事業全体計画

(単位：千円)

項目	事業内容	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計
1 測量・設計		9,068		21,448			30,516
	敷地測量	6,802					6,802
	整地基本設計	2,266					2,266
	分筆測量等			1,162			1,162
	造成設計			20,286			20,286
2 用地取得等	取得用地 6,109.28㎡			8,379			8,379
3 基本設計				3,737			3,737
4 実施設計				3,162	7,379		10,541
5 敷地造成	敷地造成 9,900㎡			38,000	55,858		93,858
6 施設建設工事					144,562	810,005	954,567
	建築工事 電気設備工事 機械設備工事 店舗什器等設備工事 太陽光発電設備工事	■農畜産物販売場等施設 木造平家建 延べ面積860.81㎡ ■道路休憩施設(県施設) 木造平家建 延べ面積238.49㎡			144,562	810,005	954,567
7 外構工事					21,865	80,985	102,850
8 上水道敷設工事					6,094		6,094
9 備品購入	青果台、机、椅子等					28,850	28,850
10 市産材等製材					36,835		36,835
11 その他	各種手数料、工事監理業務委託料				194	8,583	8,777
合計		9,068	0	74,726	272,787	928,423	1,285,004

※R2～R4は決算額、R5は決算見込み額、R6は予算額

報告第23号

(仮称) 国道343号渋民バイパス道の駅建設(機械設備)工事の請負契約の変更に関する専決処分の報告について

市長専決条例(平成17年一関市条例第217号)第2条第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月3日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

(仮称)国道343号渋民バイパス道の駅建設(機械設備)工事の請負契約の変更について、市長専決条例(平成17年一関市条例第217号)第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月21日

一関市長 佐藤 善仁

- 1 工 事 名 (仮称)国道343号渋民バイパス道の駅建設(機械設備)工事
- 2 工 事 場 所 一関市大東町渋民字西風地内
- 3 工 事 内 容 管工事
(仮称)国道343号渋民バイパス道の駅建設に伴う附帯機械設備工事一式
- 4 契約の相手方 一関市三関字神田171番地1
株式会社永沢水道工業
代表取締役 永 澤 光 宏

5 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	175,398,300円	179,142,700円

報告第23号 参考資料No. 1

(仮称) 国道343号渋民バイパス道の駅建設 (機械設備) 工事の請負契約の変更の概要

工事の一時中止及び工期の延長に伴う共通費の増により、契約金額を変更するものである。

項目	変更前	変更後	増減額 (税込)	変更理由
共通費	44,402,600円 (共通費算定期間 337日間)	48,147,000円 (共通費算定期間 377日間)	増 3,744,400円	工事一時中止に伴い、工事体制の縮小、現場の維持及び工事の再開準備が必要になったため。また、工事一時中止の解除後、工事を再開するための準備に時間を要したことにより、工期の延長が生じたため。

(仮称) 国道343号渋民バイパス道の駅整備事業全体計画

(単位：千円)

項目	事業内容	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計
1 測量・設計		9,068		21,448			30,516
	敷地測量	6,802					6,802
	整地基本設計	2,266					2,266
	分筆測量等			1,162			1,162
	造成設計			20,286			20,286
2 用地取得等	取得用地 6,109.28㎡			8,379			8,379
3 基本設計				3,737			3,737
4 実施設計				3,162	7,379		10,541
5 敷地造成	敷地造成 9,900㎡			38,000	55,858		93,858
6 施設建設工事					144,562	810,005	954,567
	建築工事 電気設備工事 機械設備工事 店舗什器等設備工事 太陽光発電設備工事	■農畜産物販売場等施設 木造平家建 延べ面積860.81㎡ ■道路休憩施設(県施設) 木造平家建 延べ面積238.49㎡			144,562	810,005	954,567
7 外構工事					21,865	80,985	102,850
8 上水道敷設工事					6,094		6,094
9 備品購入	青果台、机、椅子等					28,850	28,850
10 市産材等製材					36,835		36,835
11 その他	各種手数料、工事監理業務委託料				194	8,583	8,777
合計		9,068	0	74,726	272,787	928,423	1,285,004

※R2～R4は決算額、R5は決算見込み額、R6は予算額

報告第24号

自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月3日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月22日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 16,200円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として16,200円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市
個人

4 事故の概要

令和6年7月23日午前10時38分頃、舞川字外大久保地内において、建設部道路管理課の職員が公用車で市道舞川馬洗淵線を走行中、市道沿いの自動車整備工場の敷地から後進して市道に進入してきた相手方車両と衝突し、後部左側部分を破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 20パーセント

報告第25号

自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月3日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月9日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 55,000円

2 相手方 岩手県
県南広域振興局長 小島 純氏

3 事故の概要

令和6年7月29日午前11時30分頃、千厩町千厩字摩王地内において、建設部建設整備課の職員が公用車で国道456号を走行中、右カーブに進入した際、前方不注意によりハンドル操作を誤ったため、相手方が歩車道境界ブロック上に設置したデリネーター2本に衝突し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

報告第26号

令和6年度一関市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第6号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月3日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第6号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月22日

一関市長 佐藤善仁

令和6年度一関市一般会計補正予算（第4号）